

第4章 目標と施策

基本目標Ⅰ みんなで『寄り添う』をつくる

～ 地域福祉の共通課題への取り組み ～

Ⅰ - ① 相談機能の強化推進

(Ⅰ) 包括的に受け止める相談体制

現在、国では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域共生社会の実現を掲げ、高齢者福祉の分野では先行して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。このような中、近年、地域福祉を取りまく課題は複雑になってきており、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備が求められています。

誰もが必要な時に適切な福祉サービスを利用できる地域を目指すため、相談支援体制の充実を図ります。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携を進めることで、包括的な相談支援につなげる体制を整えます。 ● 職員の相談対応力の向上を図り、窓口でのきめ細やかな対応や、支援へのスムーズなつながりを実現します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員間や関係機関との連携強化を図り、適切な支援をスムーズにつなげられる体制を整えます。 ■ 職員の相談支援能力、専門性の向上を図るため、研修会等への参加によるスキルアップに努めます。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 困りごとがある時は、広報やホームページなどから相談場所や窓口等を把握し、個人や家族で抱え込むことがないよう意識します。(自助・互助) ◆ 地域交流の場などで、困っている方への相談先の情報提供を心がけます。(互助・共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
相談窓口の充実	保健福祉課	介護保健福祉各分野の担当職員が横との連携を図りながらきめ細かな相談業務の充実を図ります。個々のスキルアップに努め、職員の相談支援対応能力の向上を図ります。
子育て世代包括支援センター	保健福祉課保健係 子育て支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健と子育て支援の一体的な提供を行い、切れ目なく支援できるよう、相談体制を構築していきます。
基幹相談支援センター	保健福祉課福祉係	障がいのある人やそのご家族が困りごとなどにより支援を受けようとするときに地域の中核的な相談支援の役割を担います。

成年後見センター	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守るために援助者を選び、支援するための相談体制をつくります。士別地域1市3町の広域で運営します。
相談機能の強化	社会福祉協議会	日常生活やサービス等の心配ごと、困りごとの相談について、職員の相談支援能力向上を図りながら、関係機関と連携し、支援に努めます。

(2)気軽に相談できる体制づくり

支援が必要な人をできる限り把握し、支援につなぐためには、身近な相談先の充実や、ささいなことでも気軽に相談できる相談窓口を実現することが重要です。また、隣近所や地域の中で、悩み事を気軽に話したり、共有したりできる関係を構築できるよう、啓発や交流の機会をつくっていくことも重要です。

町民にとって身近で気軽な相談支援の充実を図り、誰もが適切なアドバイスや支援を受けることができる体制を整えます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ型[※]の相談支援を行い、地域ごとの実情や相談ニーズを把握します。また、普段あまり相談窓口を利用できていない人にも支援が行き届くように努めます。 ● 保健師などが地域に出て、地域住民が気軽に悩みを相談でき、かつ、行政が地域の実情を知ることができる機会の拡充を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種事業の訪問調査時や電話等で相談を受け付けるとともに、ホームページ等の広報活動を行い、町民の身近な相談者としての周知を図ります。 ■ 地域の活動やイベント等に積極的に参加することで、地域の現状や困りごと、支援が必要な人を把握し、効果的な支援へとつなげます。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域行事への参加や日頃のあいさつなど、近所づきあいを活発化し、相談しやすい関係づくりに努めます。(自助・互助) ◆ 地域の集まりや組織を困りごとの掘り起しの場とするなど、身近な地域での相談機会を増やします。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
地域訪問活動	保健福祉課保健係 地域包括支援センター	老人クラブ例会やサロンなどに保健師や理学療法士が赴き、健康指導や介護予防体操、各種相談などを通じて、直接、気軽に話ができる雰囲気をつくり、町民の悩みや地域の状況を把握し、町行政との情報の共有を図ります。
子育て世代包括支援センター(再掲)	保健福祉課保健係 子育て支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健と子育て支援の一体的な提供を行い、切れ目なく支援できるよう、相談体制を構築していきます。
基幹相談支援センター(再掲)	保健福祉課福祉係	障がいのある人やそのご家族が困りごとなどにより支援を受けようとするときに地域の中核的な相談支援の役割を担います。
成年後見センター(再掲)	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守るために援助者を選び、支援するための相談体制をつくります。土別地域1市3町の広域で運営します。
小地域ネットワーク事業	社会福祉協議会	支援を必要とする高齢者等の要援護者が安心して暮らせる地域を目指し、身近な相談相手として、自治会で構成する福祉ネットワーク事業の構築を図ります。
なごやかサロン	地域包括支援センター 社会福祉協議会	顔なじみの人達が集い、和気あいあいとした雰囲気の中で、悩みや困りごとを掘り起こせる場として活動を支援する。

※英語で「手を伸ばす」の意味。福祉分野では「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政などが積極的に働きかけて支援を届けることをいう。

1 - ②情報の発信伝達の充実

(1)わかりやすい情報の伝達

行政や事業者により様々な福祉サービスが実施されていますが、それらの支援やサービスの内容について、的確な情報提供のあり方が求められています。また、近年は SNS 等、新たなコミュニケーションの手段が充実してきており、そのような新たな媒体を活用した広報にも積極的に取り組んでいくことが必要です。

情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化に努めます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 支援やサービスを必要とする人が的確な情報にたどり着けるよう、情報が必要な人の状況に応じた手法で、わかりやすい情報提供を行います。 ● 広報紙や掲示板だけでなく、SNS 等多様な媒体を活用し、幅広い層の町民に情報が行き渡るよう、情報発信を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者や障がいのある人など、普段から情報入手が困難な状況にある人に対し直接、情報提供を行います。 ■ 社協だよりやホームページ、SNS 等多様な媒体を活用し、サービスやイベント等の情報についてわかりやすく発信します。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)

◆ 回覧板や声かけ、地域の集まりへの積極的な参加などを通して、近所や地域の中での情報共有を心がけます。(互助)
◆ 新たな機会や媒体の活用を検討し、情報受発信の手段を増やします。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
ホームページによる情報発信	保健福祉課	町が行う福祉や介護、保健の各種サービスや事業をわかりやすく解説説明し、町民や地域のほか町外の家族などにも理解が広まるよう心がけます。
町広報紙、広報お知らせ版の活用	保健福祉課	各種サービスや事業の理解を広げていただくため、タイムリーな情報媒体として活用していきます。また SNS の利用も検討していきます。
ホームページによる情報発信	社会福祉協議会	社協本部と特養「芳生苑」の情報を配信しています。見やすいホームページの構成に努め、情報更新や SNS による発信を随時行います。
広報誌の発行	社会福祉協議会	社会福祉協議会の各種事業等の活動状況をお知らせする「社協だより」を年 3 回発行し、全戸に配布するほか社協ホームページからの閲覧にも努めます。

(2)福祉に関わる教育、啓発を進める

町民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域づくりのためには、町民一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、身近なことからも地域を支える担い手を増やしていく必要があります。また、自他をかけがえのない存在として認める人権尊重の精神の確立が必要であり、そのためには福祉教育と併せて人権教育・啓発を進めることが重要です。

町民に対して福祉意識を根付かせるための活動・啓発を促進させる他、若年層など福祉に関心が薄い層に対し、福祉に関する啓発を届けることができるよう、効果的な広報手段等を検討します。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙や掲示板等の媒体を活用した広報を実施し、町民への福祉・人権意識啓発に努めます。 ● 社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員児童委員などの地域福祉を推進していく方々の人権意識の向上を図るとともに、学校等の関係機関と連携し、町民に対し人権意識の啓発を広く行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報や福祉情報の周知、イベントでの福祉活動体験等を通し、町民への福祉意識啓発に努めます。 ■ 学校や地域で行われる福祉教育や体験に対し、助成支援を行い、活動の充実を図ります。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
◆ 出前講座を活用するなど地域での研修等を開催し、意見交換や知識の共有の場を設けます。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
研修会、講座の開催	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	権利擁護講演会や認知症予防・介護予防の研修会を通じて地域のマンパワーの大切さを周知していきます。
認知症サポーター養成講座	保健福祉課介護支援係 地域包括支援センター	認知症の理解を深めるための普及啓発を推進し、地域の中で互いに連携協力しながら認知症高齢者にやさしい地域づくりに努めます。
福祉施策周知	保健福祉課	広報紙などの媒体を活用した施策の周知のほか、民生委員児童委員や自治会役員などに周知啓蒙する機会を設け、福祉意識の醸成に努めます。
人権活動	保健福祉課福祉係 (人権擁護委員)	人権の大切さを各年代や地域に浸透するよう、人権擁護委員とともに人権教室などの事業を通じて伝えていきます。
学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会	小中学校の福祉教育活動に対して助成を行うとともに、老人施設を訪問するなどの交流活動を通じた、福祉教育の実践と充実に努めます。

基本目標2 みんなで『つながり』をつくる

～ 地域福祉を支える住民・団体への支援 ～

2 - ①担い手育成の推進

(1)人材育成の推進

少子高齢化の進行や支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。本町においても、役員などへの負担の偏りや、民生委員児童委員をはじめとした、地域での福祉の担い手不足は大きな課題となっています。

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていく他、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 講座や研修等を実施し、町民や福祉サービス従事者の福祉に関する技術向上や知識習得、福祉意識の醸成を図ります。 ● 民生委員児童委員等地域の役員の担い手不足の解消につながるよう、仕組みについて検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉サービスの担い手を長期的に確保していくことができるよう、人材確保・育成の体制を整えます。 ■ 研修等に積極的に参加し、職員の技術向上と、地域の方々への研修も行い、身近な福祉人材の育成を図ります。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉活動に携わって感じたやりがいや喜びなどをPRします。(自助) ◆ 自治会役員、ボランティア、子ども会、民生委員をはじめとする地域で活動する人たちとの交流の場など、自分が地域で出来ることの気付きや地域福祉活動に関心を持ってもらうことにつながる機会をつくります。(共助) ◆ 若い世代をはじめ、様々な人が活躍できる参加しやすい地域活動の場をつくります。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
研修会、講座の開催(再掲)	保健福祉課	権利擁護講演会や認知症予防・介護予防の研修会を通じて地域のマンパワーの大切さを周知していきます。
民生委員推薦会	保健福祉課福祉係	担当区域や地域推薦、年齢制限、報酬など民生委員児童委員の確保について多方面から検討していきます。
新入学児童祝い品贈呈事業	社会福祉協議会	小学校の入学を祝し、子どもの成長を応援するため、授業等で活用する学用品を新入学児童に贈呈します。
会員等の加入促進	社会福祉協議会	一般会員(町民)や社協活動に理解していただける特別会員等の加入を促進します。
介護従事者確保等の推進	社会福祉協議会	芳生苑、健康苑に従事する介護等職員を確保するため、町と連携した確保事業の対策支援強化を図ります。
介護事業者連携会議への参加	社会福祉協議会	介護事業者者連携会議への参加を通じて、専門職からの情報把握に努めながら、地域ケアや介護保険事業等の推進を図ります。

(2) ボランティア活動の活性化

町では、様々な団体がボランティア活動を行っており、地域福祉活動の一翼を担っていると云えます。しかし、一方ではボランティアの減少や高齢化といった問題も明らかになっています。

ボランティア団体などへの活動活性化を図るための支援体制を整えるとともに、ボランティアの参加機会の拡充や参加しやすい環境づくりに努めます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動の重要性や活動内容などを町民に周知・啓発し、町民のボランティアに対する意識の醸成を図ります。 ● 町民がボランティアに参加しやすいよう、ボランティア団体や活動者に対しての支援や情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関・団体と連携体制を充実させ、ボランティアニーズの把握に努めます。 ■ ボランティア養成講座等を実施し、幅広いボランティア人材の育成を図ります。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア活動に携わる人の活動の喜びややりがいのPR に努めます。(自助・互助) ◆ SNS を活用した呼びかけや参加しやすい雰囲気づくりなど、若い世代の担い手確保に努めます。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
ボランティア活動への支援	保健福祉課福祉係	ボランティアセンターへの活動支援を行うほか、様々な機会を通じてボランティア意識の醸成に努めます。
ボランティアの活用と登録	保健福祉課 子育て支援センター	行事の支援や日々の活動に対してボランティアを募集登録し、ご自身の都合に合わせていただきながらお手伝いしていただきます。
認知症サポーター養成講座(再掲)	保健福祉課介護支援係 地域包括支援センター	認知症の理解を深めるための普及啓発を推進し、地域の中で互いに連携協力しながら認知症高齢者にやさしい地域づくりに努めます。
ボランティア研修会の推進	社会福祉協議会	町内外で実施されるボランティア研修会の案内や参加を促進します。
ボランティアセンター運営委員会の設置	社会福祉協議会	ボランティアセンターの適切な運営と活動状況について協議する委員会を設置し、地域における福祉課題などの情報の共有を図ります。
収集ボランティア活動の支援	社会福祉協議会	使用済み切手やリングプル等の収集ボランティアに協力します。
クリーンアップボランティア事業	社会福祉協議会	感染症の拡大を防ぐために福祉施設等の消毒清掃作業に携わるボランティアを登録し、必要の都度、派遣する事業を行います。

2 - ②参加機会の充実

(1)交流の場をつくる

地域の中で、町民が互いを知り、支え合う関係づくりを進めていくためには、祭りなどのイベントや地域活動など交流の場や機会の充実により参加者を増やしていくことがきっかけづくりとして重要です。また、高齢者の生きがいづくりや、町民の多様な経験やスキルを地域貢献につなげていく場という観点からも、参加・参画機会の充実は大きな役割を持ちます。

地域住民が参加し、交流できる機会や、地域活動に対する多様な支援を行い、住民同士の関係づくり、互いに支え合う地域づくりを促進します。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのイベントや交流の場づくり等を企画し、幅広い町民が地域交流に参加できる機会のさらなる創出を図ります。 ● 地域でのイベントや活動に対する支援を行い、活動内容の充実や参加者の増加を図ります。

社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉関係者などと連携し、町民や地域団体が交流したり、意見交換をしたりできる機会を創出します。 ■ 地域交流の場やイベント等に、用具の貸し出しや職員の派遣等の支援を行い、活動内容の充実を図ります。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域のリーダーや活動者などイベント主催者の負担が少なくなるよう協力します。(互助) ◆ 地域活動やイベント等の情報発信を強化し、積極的な参加を呼びかけます。(互助・共助) ◆ 世代間交流や、障がいのある人などコミュニケーションが不足しがちな人たちとの交流の場をつくれます。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
高齢者事業団事業の支援	保健福祉課福祉係	長年培ってきた経験と能力を活かし、地域の中での役割を意識しながら、交流と生きがいの充実を図る事業の支援を行います。
老人クラブ連合会の活動支援	保健福祉課福祉係	地域の中で同じ年代が交流し学び合う場としての老人クラブの必要性から、さらに活動が推進していくよう支援していきます。
おでかけハイヤー事業	保健福祉課福祉係	高齢者の外出の機会をつくるその手段として、ハイヤー利用がしやすくなるよう支援します。
福祉ハイヤー事業	保健福祉課福祉係	重い障がいのある方の外出の機会をつくる手段として、ハイヤー利用がしやすくなるよう支援します。
わくわく交流会事業	子育て支援センター 社会福祉協議会	異世代間の交流を目的として、子ども館に集う学童と高齢者がゲームや食事等を通してふれあう、わくわく交流会を開催しています。これからも、互いに楽しみながら交流できるよう努めていきます。
子育てサロン事業	子育て支援センター	地域における子育て親子の交流を通じて、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

ふれあい昼食会	社会福祉協議会	<p>75 歳以上の高齢者を対象に、コミュニケーション機会の場を提供しながら、講演や余興を盛り込んだ「ふれあい昼食会」を年 1 回開催しています。</p> <p>ボランティアクラブと連携しながら、楽しく、語らい、料理を食しながら、有意義なひとときとなる昼食会の開催に努めていきます。</p>
敬老会事業の支援	総務課まちづくり推進係 社会福祉協議会	<p>長年にわたり地域社会の進展に寄与してきました高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝うことを目的に、自治会で開催する敬老会に対して事業費の一部を助成します。</p>
サロン活動の支援	地域包括支援センター 社会福祉協議会	<p>身近な地域で人と人のつながりや顔見知りと楽しく話して、笑いながら時間を過ごすことができる居場所づくりとしてのサロン活動を支援します。</p>
カレンダーリサイクル市の開催	社会福祉協議会	<p>その年に不要となったカレンダー等の寄付をいただき、必要とする方に低価格で販売し、収益金を活用して隔年で映画鑑賞会を開催します。</p>
用具貸出事業	社会福祉協議会	<p>外出の活動支援や地域等の交流を支援するため、社協保有の車いす、レクリエーション用具を貸し出しします。</p>

(2)協働の福祉事業の推進

近年、多様な民間の団体や地域活動者等により、地域の課題に応じて、様々な取り組みが試みられています。行政と地域団体にとどまらず、企業など多様な主体がそれぞれの専門性やアイデアを活かし、連携・協力しながら地域福祉を推進していくことが求められています。

町民や関係団体・事業所等の多様な主体と連携・協力しながら、地域の福祉課題解決に向け、取り組みを推進していきます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 町民や地域団体と協力し、地域の福祉課題について共有しながら、ニーズに応じた支援の取り組みを検討していきます。 ● 地域のボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域団体などと連携し、地域の福祉課題について共有しながら、課題解決に向けて協力していきます。 ■ 地域のボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
◆ 地域の施設、企業、ボランティア等、様々な地域資源との連携や活用を検討します。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
地域見守り協定	総務課 保健福祉課	業務として町内を巡回する事業者と協定締結により、町民の異変や地域の課題を発見し、情報共有を図ります。
介護事業者連携会議	保健福祉課介護保険係 地域包括支援センター	介護サービスを運営している事業者が情報共有しながら、町や地域の課題を抽出し、必要なサービス開発につなげていきます。
地域サロン等情報交換会	地域包括支援センター	各地域でボランティアが開催しているサロンの運営やその地域の課題を出し合い、解決に向けた情報の共有を図ります。
社会福祉大会の開催	社会福祉協議会	福祉活動に顕著な個人、団体の表彰及び福祉事業や福祉活動の基調講演開催など、地域福祉を推進するための社会福祉大会を3年毎に開催します。
福祉団体等の支援	社会福祉協議会	福祉に関係する団体等の活動支援を行うとともに、身障和寒協会、母子会、手をつなぐ育成会の事務局を担っていきます。

基本目標3 みんなで『安心』をつくる

～ 地域福祉を進める包括的支援体制の整備 ～

3 - ①支援体制と福祉サービスの充実

(1)地域での見守り、助け合いを進める

住み慣れた地域で、誰もが安心して日常生活を送るためには、隣近所や地域内での日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要となります。また、このような取り組みを通して、地域内での要支援者を把握し、声をあげることができていない要支援者への支援につなげていくことが必要です。

隣近所や地域内での見守りや助け合いを促進するため、意識啓発や地域内での関係づくりに向けての支援を進めます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がいのある人など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。 ● 関係機関との連携を強化し困りごとや福祉課題の解決に向けて対応できる体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者や障がいのある人など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。 ■ 地域の方々などと連携し、地域における見守り体制の整備を支援します。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ あいさつなど、日頃からのコミュニケーション、近所づきあいを心がけます。(自助・互助) ◆ 回覧板の受け渡しなど日常的な行動を活用した声かけや見守りを心がけます。(互助・共助) ◆ 登下校中の子どもたちの見守りを心がけます。(互助・共助) ◆ ひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など、コミュニケーションが不足しがちな人や引きこもりがちな人たちを把握し、見守りや助け合いにつなげます。(共助) ◆ 見守り活動やサロン等の地域福祉活動は、自治会や民生委員児童委員を中心に地域全体で取り組みます。(互助・共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
地域訪問活動(再掲)	保健福祉課保健係 地域包括支援センター	老人クラブ例会やサロンなどに保健師や理学療法士が赴き、健康指導や介護予防体操、各種相談などを通じて、直接、気軽に話ができる雰囲気をつくり、町民の悩みや地域の状況を把握し、町行政との情報の共有を図ります。
老人クラブ連合会の活動支援(再掲)	保健福祉課福祉係	地域の中で同じ年代が交流し学び合う場としての老人クラブの必要性から、さらに活動が推進していくよう支援していきます。
サロン活動の支援(再掲)	地域包括支援センター 社会福祉協議会	身近な地域で人と人のつながりや顔見知りと楽しく話して、笑いながら時間を過ごすことができる居場所づくりとしてのサロン活動を支援します。
高齢者見守り支援サービス事業	保健福祉課福祉係 社会福祉協議会	安定した在宅生活の維持を支援するため、高齢者世帯等を対象に、訪問や声かけなどによる見守り支援を行います。

小地域ネットワーク事業(再掲)	社会福祉協議会	支援を必要とする高齢者等の要援護者が安心して暮らせる地域を目指し、身近な相談相手として、自治会で構成する福祉ネットワーク事業の構築を図ります。
おむつ購入費助成事業	保健福祉課福祉係 社会福祉協議会	常時おむつが必要な在宅や入院の寝たきり者等に購入費用の負担軽減のため、紙おむつ、尿取りパッドの購入に対して費用の一部を助成します。
配食サービス事業	社会福祉協議会	高齢者世帯等で食事づくりが困難となってきた方の希望により、健康状態を確認しながらボランティアが週1回夕食を宅配します。(有料)
おせち料理配付事業	社会福祉協議会	離れて暮らす家族と年末年始を一緒に過ごすことのない70歳以上のひとり世帯等の方の希望により、健康状況を確認しながら役員や民生委員がおせち料理を宅配します。(有料)
歩行安全杖の提供	社会福祉協議会	歩行に不安のある高齢者等の地域での社会生活活動を維持していくために、歩行安全杖を無償で提供します。
弔慰事業	社会福祉協議会	会葬カードの活用やお亡くなりになった会員に対して、哀悼の意を表わし弔慰金を贈り、寄付があったときは、福祉事業の有効な活用に努めます。
募金運動等の実施	社会福祉協議会	共同募金会による赤い羽根、歳末助け合い募金運動や災害等の義援金活動を行い、地域福祉活動の有効な活用に努めます。

(2)健康づくり・介護予防を含めた福祉サービスの充実

介護、障がい者支援、子育て支援等、様々な福祉サービスの充実は、地域福祉を推進していく上での重要な基盤となります。現在も多様なサービスの実施に努めていますが、町民を取りまく福祉課題の多様化、複合化が進む中、町民ニーズに応じたきめ細やかなサービスが求められています。

時代の流れや町民ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、福祉サービスを必要とする町民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう地域包括ケアシステムを推進していきます。 ● 幼少期、成人期や高齢期の健康づくりと、必要な福祉サービス提供を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者や家族の意思及び人権を尊重しながら、利用者や地域から信頼される施設運営を目指します。 ■ 住みなれた地域でいつまでも暮らしたいという福祉の理念のもと、サービスの提供を行います。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者や障がい者などの支援が必要な人を把握し、必要に応じて支援や福祉サービスにつなげます。 ◆ サロンや自治会行事の際に地域の課題を集め、必要な活動へと展開します。

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
特定健診など、各種がん検診	保健福祉課保健係	疾病の早期発見早期治療により重症化を予防し、健康的な生活が送れるように推進します。
楽笑体操の実施	地域包括支援センター 保健福祉課介護支援係	健康づくりや介護予防、転倒予防のために体操を通して健康な体をつくるとともに交流の輪を広げます。
おでかけハイヤー事業(再掲)	保健福祉課福祉係	高齢者の外出の機会をつくる手段として、ハイヤー利用がしやすくなるよう支援します。
福祉ハイヤー事業(再掲)	保健福祉課福祉係	重い障がいのある方の外出の機会をつくる手段として、ハイヤー利用がしやすくなるよう支援します。
サロン活動の支援(再掲)	地域包括支援センター 社会福祉協議会	身近な地域で人と人のつながりや顔見知りと楽しく、話して、笑いながら時間を過ごすことができる居場所づくりとしてのサロン活動を支援します。
芳生苑・健楽苑の運営	社会福祉協議会	町の指定管理者制度による健全な施設運営に努めながら、特別養護老人ホーム及び短期入所サービスセンター「芳生苑」の入居者への適切な介護とデイサービスセンター「健楽苑」利用者の在宅生活維持を支援します。

3 - ②いのちを守る支援の推進

(1)生活困窮者への支援

生活困窮の課題を抱える世帯では、障がい、ひとり親家庭などその原因となる様々な課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

生活において困難を抱える人たちに対しての経済的・物質的支援を充実させていく他、見守りや相談支援などの体制の強化を図ります。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活をする上で困難を抱える町民に対し、公的な支援や手当等を実施します。 ● 生活困窮者が受けることができる公的な支援や手当について、わかりやすく周知・広報をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者をはじめ、様々な課題を抱える人たちに対して相談支援を実施し、必要な公的支援や福祉サービスにつなげます。 ■ 複合的な課題を抱える人に対し、多方面からのアプローチができるよう、関係機関との連携体制を強化します。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
◆ 生活困窮者は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
ひとり親世帯支援	保健福祉課福祉係	子どもを養育しているひとり親家庭の生活安定と自立促進を図るため支援給付金の交付をします。
生活困窮者への包括的な相談体制	保健福祉課福祉係	生活困窮者の多くは複合的な問題を抱えているため、生活保護制度だけでなく相談内容に応じて支援していきます。また、道の自立相談支援事業と連携し包括的な相談窓口体制を構築します。
生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会	厚労省の要綱に基づく、生活福祉資金貸付制度の生活や教育等の各種貸付資金について、相談や貸し付けに係る手続きを支援します。
福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	一時的な生活費や資金不足が生じた方に、5万円を限度として福祉資金を無利子で貸付します。
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	日常生活において、判断能力に不安のある方に対して、本人との契約に基づき、生活相談や福祉サービスの利用、金銭管理などを支援します。

(2)複雑な課題を抱える人の命や権利を守る支援

ライフスタイルの多様化により既存の制度では対応が困難、また、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要と考えられる、いわゆる「制度の狭間」への対応が、全国的に課題となっています。

「誰ひとり取り残さない」セーフティネットの強化を図るため権利擁護の取り組みを推進するとともに、現行の制度で対応が難しいケースに対し、柔軟に対応するための連携体制や、相談支援体制の強化に努めます。

また、認知症高齢者の増加や知的、精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」により、財産管理や、日常生活上必要な手続きなど支援を必要とする人の課題が明らかことから、成年後見制度利用促進と支援ネットワークの充実を図ります。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 複雑な課題を抱える人や権利擁護支援の必要な人を早期に把握し、相談支援につなげられるよう、関係機関との連携強化や情報共有を促進します。 ● 権利擁護の視点から虐待や認知症への理解促進、成年後見制度の周知や利用促進を図り、支援を必要とする人のいのちや財産を守る取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な課題を抱える人に対する相談支援を実施し、課題解決に向けてアプローチをするとともに、必要とされる支援へとつなげます。 ■ 地域の方々と連携し、複雑な課題を抱える人の見守りや早期把握に努め、支援へとつなぎます。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待の可能性を感じた時は、匿名で構わないので、関係機関へ通報します。(自助・互助) ◆ 複雑な課題を抱える人は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます。(共助) ◆ 認知症など病気の理解を促進するとともに、認知症の方などの行方不明に備えた見守りと連絡の体制づくりを進めます。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
相談窓口の充実(再掲)	保健福祉課	介護保健福祉各分野の担当職員が横との連携を図りながらきめ細かな相談業務の充実を図ります。個々のスキルアップに努め、職員の相談支援対応能力の向上を図ります。
ホームページによる情報発信(再掲)	保健福祉課	町が行う福祉や介護、保健の各種サービスや事業をわかりやすく解説説明し、町民や地域のほか町外の家族などにも理解が広まるよう心がけます。
町広報紙、広報お知らせ版の活用(再掲)	保健福祉課	各種サービスや事業の理解を広げていただくため、タイムリーな情報的居媒体として活用していきます。またSNSの利用も検討していきます。
研修会、講座の開催(再掲)	保健福祉課	権利擁護講演会や認知症予防・介護予防の研修会を通じて地域のマンパワーの大切さを周知していきます。

成年後見センター (再掲)	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守るために援助者を選び、支援するための相談体制をつくります。士別地域1市3町の広域での中核機関として運営を支援します。
基幹相談支援センター(再掲)	保健福祉課福祉係	障がいのある人やそのご家族が困りごとなどにより支援を受けようとするときに地域の中核的な相談支援の役割を担います。
成年後見制度利用補助	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	審判請求の手続き支援や係る費用の助成を行い、成年後見制度利用のため支援を行います。
相談機能の強化 (再掲)	社会福祉協議会	日常生活やサービス等の心配ごと、困りごとの相談について、職員の相談支援能力向上を図りながら、関係機関と連携し、支援に努めます。

(3)災害に備える体制づくり

東日本大震災以降、災害対策が全国的な課題となる中、近年、本町においても、突発的な豪雨や地震など命を脅かしうる災害が身近に起こり、災害への備えの重要性が再認識されています。

行政と社会福祉協議会による災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害が起きた時の安全な避難や支え合いができるような地域づくり・関係づくりを後押ししていきます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内での高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者について把握し、災害時に支援ができる体制を整えます。 ● 地域での自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害時のボランティア活動が円滑に行われる体制を整えます。 ■ 災害時に備え、関係機関やボランティア団体と連携し、ボランティア養成講座などを行います。

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えます。(自助) ◆ 地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、若い世代へも参加の呼びかけを行います。(共助) ◆ 普段からの関係づくりや見守りを、災害時の要支援者の把握につなげます(共助) ◆ 地域での危険場所について、把握と改善に努めます。(共助)

町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
避難行動要支援者の把握と支援	保健福祉課 総務課	要支援者のうち災害時に自ら避難行動がとれない方を把握し、地域や行政が連携しながら必要な支援を行います。
自主防災組織の育成	総務課	自治会ごとに防災訓練や避難所対応などの研修を通じて、自主防災組織としての形づくりを支援します。
ボランティアセンター事業	社会福祉協議会	ボランティア活動に興味を持ち、必要な知識や技術が身につけられるよう、センター機能の充実に努めます。